

事務連絡
令和6年1月16日

都道府県・指定都市・中核市の長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課
国土交通省住宅局安心居住推進課

令和6年能登半島地震に伴うサービス付き高齢者向け住宅の
登録更新期限の延長等について（依頼）

今回の令和6年能登半島地震が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「特措法」という。）第2条第1項に規定する特定非常災害として指定されたことに伴い、下記のとおり措置されることとなりました。つきましては、都道府県等におかれましては、内容をご確認いただきとともに、登録事業者へご周知のうえ、趣旨に則して対応頂きますようお願いいたします。

記

1. サービス付き高齢者向け住宅の登録に係る有効期間の延長について

特定非常災害への指定に伴い、特措法第3条に基づく行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置（令和6年1月1日以後に満了する許可等の有効期間の延長）が適用されることとなり、併せまして、別添（国土交通省告示第12号。以下「告示」という。）のとおり、対象となる特定権利利益、対象者及び延長後の満了日が指定されたところです。告示においては、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）第5条第1項に定めるサービス付き高齢者向け住宅の登録につきましても、同条第2項により5年ごとにその更新を受けなければ失効すると定められており、令和6年能登半島地震により被害が発生した地域においては、更新手続を行うことが困難な登録事業者がいる可能性があることから、対象となる特定権利利益として指定されているところです。

これにより、災害発生日（令和6年1月1日）以後に、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村※において、登録（更新）から5年の期間が経過することにより効力を失う登録事業者について、必要があると認めるときは満了日（令和6年6月30日）までの間において、その有効期間を延長することが可能となります。

【特措法第3条第2項関係】

2. 履行期限が到来する義務の不履行について

令和6年能登半島地震により法令上の履行期限までに履行できなかつた義務について、令和6年4月30日までに当該義務が履行された場合は、刑事上、行政上の責任は問われないこととなります。【特措法第4条関係】

(特措法第4条に基づく免責の対象となる高齢者住まい法上の主な義務の例)

- ・サービス付き高齢者向け住宅の登録事項等の変更の届出（第9条第1項）
- ・サービス付き高齢者向け住宅の地位の承継の届出（第11条第3項）
- ・サービス付き高齢者向け住宅の廃業等の届出（第12条第1項）
- ・サービス付き高齢者向け住宅の破産手続開始の届出（第12条第2項）
- ・指定登録機関の名称等の変更の届出（第31条第2項）

以上

※ 災害救助法の適用有無について

内閣府HP（https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html）

より災害救助法の適用の有無についてご確認が可能です。

また、災害救助法が適用されない市町村においても、令和6年能登半島地震により法令上の履行期限までに履行されなかつたと都道府県等が認める場合には、特措法第3条第3項に基づく延長措置（申出による延長）が活用可能です。

○国土交通省告示第十二号

令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和六年政令第五号）により指定された令和六年能登半島地震による災害に關し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和六年一月十一日

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

建設業法第二十七条の十八第一項の規 定被災地域内に住所を有する者	建設業法（昭和二十四年法律第百号） 第三条第一項に規定に基づく建設業の 許可	特定権利利益	対象者	延長後の満了日
		特定被災地域内に主たる営業所を有す る者		令和六年六月三十 日
令和六年六月三十				

建築基準法（昭和二十五年法律第二百	測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定に基づく測量業者の登録	海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第十八条第五項（第十九条の三第三項及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づく認可の申請	特定被災地域内に航路の起点を有する者	特定被災地域内に主たる営業所を有する者
特定被災地域内に住所を有する者及び			令和六年六月三十日	令和六年六月三十日
令和六年六月三十		令和六年六月三十日	日	日

			特定被災地域内に主たる営業所を有する者	日
一号) 第九条第三項の規定に基づく違反建築物に対する措置に係る通知書による意見の聴取の請求	建築基準法第九条第八項の規定に基づく緊急の必要がある場合の違反建築物の使用禁止又は使用制限の命令に対する公開による意見の聴取の請求	特定被災地域内に住所を有する者及び特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日	
建築基準法第七十七条の十八第一項の規定に基づく指定確認検査機関の指定	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	日	令和六年六月三十日	
建築基準法第七十七条の三十五の二第二項の規定に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	日	令和六年六月三十日	

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定に基づく建築士事務所の登録（特定被災地域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災地域内に建築士事務所を有する者	令和六年六月三十日		
道路運送法（昭和二十六年法律第二百八十三号）第四条第一項の規定に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の許可	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和六年六月三十日		
道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第三十四条第一項（第七百八十三条第二項において準用する場合	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和六年六月三十日	令和六年六月三十日	

十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく臨時運行の許可を受けた自動車（特定被災地域を運行の経路に含むものに限る。）を運行の用に供する者	道路運送車両法第三十六条の二第一項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく回送運行の許可	
道路運送車両法第七十一条の二第一項の規定に基づく限定自動車検査証の交付	令和六年能登半島地震に伴つて道路運送車両法第六十一条の二第一項の規定に基づき自動車検査証の有効期間を伸長する旨の公示（以下「伸長公示」という。）をした運輸支局長が別に公示する地域内にその使用の本拠の位置が	特定被災地域内に主たる営業所を有する者
日 令和六年六月三十日	伸長公示をした運輸支局長が当該伸長公示で定める自動車検査証の有効期間の満了日	

			定められている自動車の使用者
	道路運送車両法第九十四条の五第一項 の規定に基づく保安基準適合証及び保 安基準適合標章の交付	伸長公示をした運輸支局長が別に公示 する地域に事業場を置く道路運送車両 法第九十四条の三第一項に規定する指 定自動車整備事業者が当該事業場にお いて交付した保安基準適合証及び保安 基準適合標章を受領した者	定められている自動車の使用者
	自動車登録令（昭和二十六年政令第二 百五十六号）第十六条第一項の印鑑に 関する証明書（特定非常災害発生日前 三月以内に作成されたものに限る。） を添付して行う同令第十四条第一項の 規定に基づく申請書の提出	特定被災地域内に住所を有する者及び 特定被災地域内にその使用の本拠の位 置が定められている自動車の所有者	伸長公示をした運 輸支局長が当該伸 長公示で定める自 動車検査証の有効 期間の満了日
	日	令和六年六月三十	

自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第二十五条第二項第二号の規定により国土交通大臣が適当と認める書類（特定非常災害発生日前三十日以内に作成されたものに限る。）を提出して行う道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書の交付の請求	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第一百七十六号）第三条第一項の規定に基づく宅地建物取引業者の免許	特定被災地域内に主たる事務所を有する者
特定被災地域内に住所を有する者	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	特定被災地域内に主たる事務所を有する者
日 令和六年六月三十	日 令和六年六月三十	日 令和六年六月三十

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三）	録	小型船造船業法（昭和四十一年法律第二百十九号）第十六条第三項の規定に基づく小型船造船業の相続	特定被災地域内に事業場を有する者	特定被災地域内に主たる事務所を有する者
特定被災地域内に主たる営業所を有する者		特定被災地域内にタクシー業務適正化特別措置法第十九条第一項に規定する登録事務等を行う事務所を有する者	令和六年六月三十日	令和六年六月三十日
令和六年六月三十日				

			号）第二十一条第一項の規定に基づく 淨化槽工事業の登録	
不動産特定共同事業法（平成六年法律 第七十七号）第四十一条第一項の規定 に基づく小規模不動産特定共同事業の 登録	住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成十一年法律第八十一号)第七条 第一項の規定に基づく登録住宅性能評 価機関の登録	特定被災地域内に住宅の品質確保の促 進等に関する法律第七条第一項に規定 する評価の業務を行う事務所を有する 者	特定被災地域内に主たる事務所を有す る者	令和六年六月三十 日
住宅の品質確保の促進等に関する法律 第四十四条第一項の規定に基づく登録 住宅型式性能認定等機関の登録	特定被災地域内に住宅の品質確保の促 進等に関する法律第四十四条第一項に 規定する認定等の業務を行う事務所を	日	令和六年六月三十 日	日
日	令和六年六月三十 日			

マンション管理業者の登録	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第四十四条第一項の規定に基づく 特定被災地域内に主たる事務所を有する者	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第二十一条第一項の規定に基づく解体工事業の登録	住宅の品質確保の促進等に関する法律第六十一条第一項の規定に基づく登録試験機関の登録
日	令和六年六月三十日	令和六年六月三十日	特定被災地域内に住宅の品質確保の促進等に関する法律第六十一条第一項の規定に基づく試験の業務を行う事務所を有する者
			有する者
			令和六年六月三十日

			マンションの管理の適正化の推進に関する法律第六十条第一項の規定に基づく管理業務主任者証の交付	特定被災地域内に住所を有する者	令和六年六月三十日
建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第二	住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二十二条第一項の規定に基づく住宅宿泊管理業者の登録	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和六年六月三十日
特定被災地域内に主たる営業所を有する者	特定被災地域内に主たる営業所又は事務所を有する者	日	日	日	日

		地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第二条第一項の規定に基づく地質調査業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和六十二年建設省告示第千三百四十八号）第二条第一項の規定に基づく下水道処理施設維持管理業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号）第二条第一項の規定に基づく補償コンサルタントの登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
日	令和六年六月三十日	日	日	日

		不動産投資顧問業登録規程（平成十二年建設省告示第千八百二十八号）第三条第一項の規定に基づく不動産投資顧問業の登録
	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	特定被災地域内に主たる営業所又は事務所を有する者
備考	令和六年六月三十日	令和六年六月三十日

備考 特定被災地域とは、令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域をいう。